

第 7 回の検討テーマ及び検討内容（案）

【基本的視点】

総合法律支援の原点を踏まえた法テラスの使命・果たすべき役割

司法制度改革審議会意見書（平成 13 年）は、国民にとって利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法の実現に向けて司法へのアクセスの拡充を提言し、その後の検討を経て、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 条）による総合法律支援制度及び法テラスの創設へとつながった。総合法律支援制度は、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」の実現を基本理念としており、法テラスはその中核的な実施主体として、これを効果的・効率的かつ持続的に実現することが求められていた。

その後、平成 28 年改正により、高齢者・障がい者、被災者、DV 等被害者に対する支援の充実が図られるなど、総合法律支援制度は社会の変化や新たな課題に対応しながら発展してきた。他方、人口減少・高齢化、外国人住民の増加、孤独・孤立の深刻化、自然災害の頻発化等により、法的ニーズは一層多様化・複層化している。また、自ら支援を求めることが困難な者への対応や、多機関連携を通じた包括的な支援の重要性も高まっている。

本検討会においては、これまでの運用の成果と課題を検証するとともに、総合法律支援の理念と国の責務を踏まえ、法テラスが担う各種業務の更なる発展、社会の変化に対応した制度の不断の改善及び持続可能な支援体制の在り方について検討するものであり、そのための基本的な視点として、総合法律支援の理念や法テラスの役割等について、これまでの議論を踏まえて、改めて確認・検討する。

1 総合法律支援の理念と今日的意義

総合法律支援制度の原点に立ち返りつつ、その理念が今日においてどのような意義を有するのか、また、社会の変化を踏まえ法テラスにどのような使命や役割が求められるのかを検討する。

〔検討の視点（例）〕

- ① 総合法律支援法制定時に掲げられた「全国どこでも、誰でも『手を伸ばせば届く』司法」の理念について、創設から 20 年を経た現在、その達成状況をどのように評価すべきか。また、社会構造や法的ニーズの変化を踏まえた場合、同理念をどのように具体化し、発展させていくべきか。
- ② 設立当時と比較して、人口減少・高齢化、外国人住民の増加、孤独・孤立の深刻化、被災リスクの増大等により法的ニーズが多様化・複層化していることを踏まえ、総合法律支援制度は今後どのような課題の解決を目指すべきか。また、その実現に当たり法テラスに期待される使命をどのように考えるか。

2 法テラスの役割の再整理

法テラスは、創設以来、情報提供や民事法律扶助等の法定業務を中核として、国民の司法へのアクセスを支えてきた。また、司法ソーシャルワーク、多機関連携、被災者支援、外国人支援等の取組を通じて、支援を必要とする人を適切な支援につなげる役割を担うとともに、地域における法的支援基盤の形成や関係機関との連携の促進にも寄与してきた。

こうした制度運用の経過や現場で培われてきた取組を踏まえ、法テラスが現在果たしている機能や期待されている役割をどのように評価するか。また、それらを法テラスの役割として制度上どのように整理・位置付けるべきかについて検討する。

〔検討の視点（例）〕

- ① 司法ソーシャルワーク、多機関連携等の取組を、法テラスの果たすべき役割としてどのように位置付けるべきか。
- ② 司法ソーシャルワークや多機関連携等の取組について、個別の利用者支援の意義に加え、地域における法的支援基盤の形成や地域社会全体の利益にも寄与する機能としても位置付けるべきか。
- ③ 総合法律支援法制定時に想定された法テラスの役割、制度的枠組みと、その後の制度運用や現場の実践を通じて発展してきた機能との間に生じている差異をどのように評価すべきか。
- ④ 法テラスが現に果たしている機能のうち、総合法律支援の理念を実現する上で重要なものをどのように評価すべきか。また、それらを法テラスの役割としてどのように整理すべきか。

3 現状の課題とボトルネック

法テラスに期待される役割が拡大する一方で、その利用状況や業務運営には様々な課題も指摘されている。また、法テラスが担う各種業務や果たしている役割について、国民や関係機関・地方自治体等に十分理解されているか、制度を支える社会的基盤が十分に形成されているかという視点も重要となる。法テラスの使命・役割を実現する上で、制度面・運用面・社会的理解の各側面から課題や障害を分析し、法テラスに期待される役割と現状とのギャップやボトルネックを明らかにし、今後の方向性を検討するための共通認識を形成する。

〔検討の視点（例）〕

- ① 民事法律扶助の利用件数が長期的に大きく増加していない要因をどのように分析すべきか。法的ニーズそのものの状況、法テラスの認知度、利用者負担、手続負担、人的体制、相談へのアクセスその他の要因についてどのように評価すべきか。
- ② 法テラスが担う各種業務について、その利用状況や地域差を踏まえ、現在の制度・運用上の課題に加え、財政基盤、人員体制、組織運営、情報システム基盤等の観点からみたボトルネックをどのように分析すべきか。

- ③ 社会や利用者のニーズの変化に伴い法テラスに期待される役割が拡大する中で、現行制度・運用はその期待に十分対応できているか。また、法テラスに期待される役割と現行制度の下で担うことのできる機能・業務との間にどのようなギャップが存在するか。
- ④ 法テラスの業務遂行を一層充実する観点から、担い手である常勤弁護士、契約弁護士、契約司法書士のそれぞれの役割と相互の連携の在り方をどのように整理すべきか。
- ⑤ 法テラスの業務内容や果たしている役割について、国民・関係機関・地方自治体等の理解は十分に得られているか。また、その役割を十分に伝えられていないとすれば、そのことが制度の利用や発展にどのような影響を及ぼしているか。
- ⑥ 社会や利用者ニーズの変化に機動的かつ柔軟に対応する上で、業務運営、手続、情報システム等にどのような課題や制約が存在するか。また、手続の簡素化・標準化、DXの推進、生成AIの活用等を通じて、それらをどのように改善していくべきか。

4 総合法律支援の不断の改善と法テラスの役割

法テラスには、総合法律支援の実施主体として必要な支援を提供するだけでなく、制度運用を通じて課題や新たなニーズを把握し、その検証結果を制度改善や支援手法の高度化につなげていく役割も期待される。法テラスが保有する業務データや現場における知見を活用しながら、利用者ニーズの把握、支援効果の検証、新たな支援手法の開発及び制度改善を通じて、総合法律支援の質の向上と不断の改善にどのように貢献していくべきかについて検討する。

[検討の視点（例）]

- ① 法テラスが保有する業務データや利用者に関する情報、現場の知見等を活用し、利用者ニーズの把握、支援効果の検証及び政策形成にどのような役割を果たすべきか。
- ② 法テラスは、既存の支援ニーズに対応するだけでなく、潜在的なニーズの把握や新たな支援手法の開発を担う先導的・創造的な役割を果たすべきか。また、そのためにどのような体制整備が必要か。
- ③ 法テラスは、総合法律支援の実施主体であるだけでなく、ニーズ調査、利用者評価、諸外国の制度調査等を通じて、総合法律支援の適切な在り方を検討し、制度改善につなげる調査研究・提案機能を担うべきか。また、その機能をどのように位置付けるべきか。